

記 録

文書番号	SCJ 第 22 期-260801-22560400-014
委員会等名	日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分科会
標題	家庭科及び家庭科教員養成に関する調査 -これからのくらしに家政学が果たすべき役割を 考えるために-
作成日	平成 2 6 年（2 0 1 4 年）8 月 1 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会による「家庭科及び家庭科教員養成に関する調査-これからの暮らしに家政学が果たすべき役割を考えるために-」の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 健康・生活科学委員会 家政学分科会

委員長	片山倫子（連携会員）	東京家政大学名誉教授
副委員長	渋川祥子（連携会員）	横浜国立大学名誉教授
幹事	沖田富美子（連携会員）	日本女子大学名誉教授
幹事	塚原典子（連携会員）	新潟医療福祉大学健康科学部准教授
	小川宣子（第二部会員）	中部大学応用生物学部教授
	工藤由貴子（連携会員）	横浜国立大学教育人間科学部准教授
	多屋淑子（連携会員）	日本女子大学家政学部教授
	都築和代（連携会員）	独立行政法人産業技術総合研究所研究グループ長

この記録の作成に当たり、以下の方々にご協力いただきました。

上野耕史	国立教育研究所教育課程調査官
岡田真嘉	公益社団法人全国中学校産業教育教材振興協会会長
三輪聖子	岐阜女子大学家政学部教授
上野通子	参議院議員文部科学大臣政務官
河野公子	全国家庭科教育協会会長
石島恵美子	千葉県立鎌ヶ谷高等学校教諭

目 次

1 はじめに

2 家庭科教育の変遷

(1) 家庭科の学習指導要領の変遷

(2) 学習指導要領から考察される家庭科の変遷

3 家庭科担当教員養成制度の現状と変遷

(1) 家庭科教員資格の現状

(2) 家庭科教員資格取得のための単位数の変遷

(3) 教員研修制度の変遷の概要

(4) 各養成機関における養成の現状

4 家庭科教育の現状調査

(1) 家庭科教育担当教員を対象に

—指導分野の得手不得手に関する調査

(2) 大学生を対象に

—衣食住の基本的スキルの学習効果についての調査

5 家庭科教員養成に対する今後の課題

＜参考資料＞公開シンポジウム「これからの暮らしに家政学が果たすべき役割—家庭科教員養成の観点から—」

1 はじめに

成熟社会にあるわが国においては、国民の個々人が営んでいる生活が社会の基盤であり、その基盤上で経済活動や政治活動等のあらゆる社会的営みが行われている。それらの結果が生活の質へと還元されて循環していく。人々の暮らし方が社会の構造や経済活動、延いては日本社会の発展や国民の将来の幸せに大きな係わりを持つものである。経済重視や生産性の向上を掲げて大きく進展し、発展した日本社会には、その陰で幾つもの矛盾やきしみが起こっており、人のくらしの本質を考えたときに、これで良いのかと言う問いが、今、突きつけられている。立場の異なる多くの人々が「人のくらしが大切」と述べている。人のくらしを研究対象とする学問としては家政学があり、家政学の在り方やその果たすべき役割が、新たに問われている。

家政学の成果をより多くの国民が実生活の場で活用し生活に活かすことが、くらしをより良く、健全なものにする方策である。家政学の研究成果や考え方を広く世の中に伝える事が必要であるが、そのための大切な分野として、次世代の教育がある。学校教育の中で家政学を教育する分野が家庭科教育である。従って、家庭科教育のあり方が、くらしを守り支える大きな力の一つとなるはずである。

国家資格の一つである家庭科教員の養成は、家政学分野の大学・短大が主力となって担っている。家政学の充実・発展のためや、家庭科教員の養成のためには、家政学分野の大学のより良い教育や研究が不可欠であり、今後の家庭科教員の養成がより一層充実されることが望まれる。

平成 25 年 5 月には日本学術会議から報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準—家政学分野—」が表出された。この中で、改めて家政学の社会的役割や家政学の学問的な特徴が明らかにされた。このことを受けて、本家政学分科会としては、健全なる社会の維持や国民の充実した生活のためには、家政学及び家庭科教育の更なる発展・充実が必要であることを再度確認し、そのために活動することを目指すこととした。

家政学は、生活に係わる多くの学問分野が深く関連しており、家政学を学ぶ者は、それらを理解し生活の場の問題として捉えることが要求される。このことが、家政学の大きな特徴の一つである。従って、家政学の教育分野を担う家庭科教育においても、広い知識が必要となる。現在の家庭科教育担当者がそれらの多くの分野を教えるためには、教員としての養成時に受けた教育だけでは困難が伴っており、それを解決するためにこれまで多くの努力が払われてきた。

そこで、本分科会では活動の第一歩として、家庭科教育のサポートのための方策を提案することが、家政学を専門とする者の役割ではないかと考えた。そのため、現在の家庭科教育の内容や教員資格取得制度の歴史的な変遷を概観し、更に、家庭科教育の受け止められ方、及び教師の現状の調査を行うことも含めて、再度家庭科教育の現状を把握して改めて考察し、今後の家庭科教員養成の質の確保のために資する家庭科教員養成のあり方を検討し、提言したいと考えている。

日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会として検討結果から提言を行うことにより、家庭科教育の専門家が、たゆまず続けて来た発展・改善の努力を応援し、これからの持続・発展への一助になることを願って活動してきた。

本記録は、以上の趣旨で分科会活動を続けた結果、得られた成果である。

2 家庭科教育の変遷

(1) 家庭科の学習指導要領の変遷

1872 年「学制」発布以降 1947 年までは、裁縫教育を中心に家事教育の内容も若干含めた女子への教育が行われていたが、1947 年学校教育法の制定により、小・中・高校の学校教育は学習指導要領に沿うことになり、教科としての「家庭科」が誕生した。この新設家庭科の学習指導要領の「まえがき」には、以下の理念が示されている。

「新しい日本を作る為に家庭建設の教育は男女ともに学ぶべき教科である。社会の構成単位は家庭である。各家庭の構成分子は個人である。教育の目的の大きな一つは、各個人をよい家族の一員、よい家庭の建設者とするところである。家庭における経験は人間の経験のうちで最初のものであり、また最も長いものである。この経験がよい指導と訓練を受け、よい発展をするならば、それは個人の発展であり、また家庭の、ひいては社会の発展である。こう考えて来ると、直接家庭の諸問題を扱う家庭科の指導は、非常に大きな役目と責任を持つものといわなければならない。」

その後、1989 年の学習指導要領改訂までは、小学校では男女共修、中学校では「技術・家庭」の科目名で男子、女子向きの内容が示され、高校では「家庭一般」が女子のみ必修という時代が続いたが、1989 年の学習指導要領の改訂により小・中・高校で男女とも必修教科となり、内容、履修形態に男女差がなくなって現在に至っている。

本稿では、1947 年学校教育法の制定による教科家庭科の誕生以降の家庭科の内容について、大きく 3 期（第 1 期：戦後～新しく誕生した家庭科の時代、第 2 期：昭和 30 年代～男女別学の時代、第 3 期：平成以降小中高とも男女共修の時代）に分けて考察する。それぞれに対応する学習指導要領及び教科の概要を表 2-1 に示した。

(2) 学習指導要領から考察される家庭科の変遷

教科の大目標である、人類の福祉、充実した人間の生活・家庭生活の実現を目指すという目標は時代のいかに関わらず大きな変化はないが、その目標を達成するための方法・手段、必要な知識・技術は大きく時代の影響を受けている。自分や家族の欲求を満たすために必要なものをつくる時代から、自分や家族の欲求を満たすために必要なものを購入する時代・次々に生み出される新しい技術を使いこなす時代・自分のライフスタイルにそって提供されているものやサービスを選択する時代への変化や、単に自分や家族の欲求の充足だけでなく地球への責任や、共生、消費者市民としての役割を果たさなければいけないといった時代の変化の中で、それぞれの時代における「豊かな生活実現」のために必要な知識やスキルが大きく変わっていった。これらの結果として家庭科が含む内容、知識やスキルについては、時代による変遷が大きい。

「日常生活を送る上で必要な知識・スキル」に含まれていたものが第 1 期、第 2 期、第 3 期と進むにつれて次第に減少していったのがわかる。この要因として、一つには自分や家族の欲求を満たすために必要なものをつくる時代から、それらを購入する時代、さらにはライフスタイルにふさわしいもの・サービスを選択する時代へという生活のスタイルの変遷がある。二つ目は、サラリーマン世帯が増加し、核家族化し、生産を外部に譲り、「家庭」が消費の場となっていくといった「家庭」の変化が、そのまま家庭科の扱う内容に反映されている。

初期には、家庭科の扱う内容・スキルがその時代の先端的な内容であり、子どもが学校教育の中でそれを習い、それを家庭で実践することが家族に新しい知識・技術を広めていくことを意味し、家族にも子どもたち自身にも喜びや驚きを与えられた家庭科の時代から、時代を経るにしたがって、学校で習う知識・技術が先端的なものでなくなり、新しい驚き、喜びを伴わないものになっている。

男女共修の時代になると、家庭科の扱う範囲が家庭内からより広く社会へと広がっていき、広く社会的なものも家庭科で扱うようになった。このような変化の過程で、家庭科が扱わなくなったものに注目する必要がある。例えば、「自分でつくる」から「購入する」という生活の変化を受けて、被服実習は激減。製作物も単純で安易なものへと変化していった。このような変化については見えやすいし、これまでも様々なところで指摘されてきたが、この間の変化はそのような習得できるスキルの量の変化だけではない。普通の生活を豊かにするための家庭科という教科の特徴が不明瞭になってしまった。

高等学校への進学率の低かった時代には、中学校の職業・家庭科、あるいは、その後の技術・家庭科で教えられていたことは、その時代の日本を担う若者が職業人として自立していくに必要な基礎的な知識・技術の習得であり、家庭科教育を通じて、社会人として必要十分な知識・技術の習得が可能であったように思われるが、高校進学率の高まりとともに、中学校段階で扱う内容の混沌・逡巡がみられる。

時代をさかのぼるほど、特定の課題について衣食住等々多領域での学びが統合されていて、総合科学としての家庭科の実践性が発揮しやすい構造になっていたが、時代とともに領域別に内容が示される傾向が強まっている。総合科学である家庭科の特徴を生かすににくい構造になってきた。この調査から抽出される家庭科教育の充実に向けての課題は、家庭科として扱う内容の再吟味、90年にわたる人生において豊かな生活を実現するために必要な知識・スキルを抽出する作業、家政学の各領域で行われている最先端の研究を家庭科の教育現場に具体化する作業、それらの教材化等々、学会の専門家による家庭科教育への貢献が求められている。

表2-1

1947年学校教育法の制定以降、教科家庭科の誕生以降の家庭科の内容

	小学校（初等教育）			中学校（中等教育）			高等学校（中等教育）		
	改訂年	対象／時間数	領域／項目	改訂年	対象／時間数	領域／項目	改訂年	対象／時間数	領域／項目
第1期 新しく誕生した家庭科の時代	昭和22年 試案	「家庭科」 5.6年生 男女履修 ただし、 内容によっては女子 向き、男子向き 週 3時間	健康な日常生活 家庭と休養 簡単な食事の支度 老人の世話	昭和22年 試案	家庭科は必修科目職業科（農業・工業・商業・水産家庭）の1科目として扱われる。男女、その1科目または数科目を決めて学習する 週4時間	家庭生活 備えある生活 食べ物と栄養 幼い家族の世話 （乳幼児の生活）	昭和23年 試案		
				昭和26年	「職業・家庭科」と改める。2分類4項目以上をすべての生徒が学ぶ。女子向き、男子向き。各学年週3-4時間	仕事 技能及び技術に関する知識・理解 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解	昭和24年	教科名「一般家庭」 男女にひとしく必要 なものであるが、特 に女子はその将来の 生活の要求にもとづ き、いっそう深い理 解と能力を身につけ る必要がある。家庭 生活の一般に関す る学習を、少なく とも14単位必修させ る	被服 家庭経済 家庭管理 家庭 食物 衛生 育児 住居
第2期 昭和30 年へ 男女別学の時代	昭和31年	全分野にわたって男 女とも履修 5領域 相互に関連させて学 習させる	家族関係 生活管理 被服 食物 住居	昭和32年	「職業・家庭科」 各生徒が第4群を除き、各群について少なくとも35時間学ぶ女子向きの計画については、第5群を主とすることができる	作物・家畜のような生命体の愛育 主要な工業生産技術の基礎的技術習得 経営管理・事務的知識・技能の習得 水産生物採捕・加工 家庭における自己の生活、家庭生活の基本的な生活活動の経験・知識・技能	昭和31年	教科名「家庭一般」4単位 女子の教養として履修	被服 家庭経営 食物 保育・家族
	昭和33年	年間70時間 週2時間	被服 食物 住まい 家庭	昭和33年	「技術・家庭科」として新生 必修 各学年105時間 すべて男女別 （ここでは女子学習内容のみを示す）	調理 被服製作 設計・製図 家庭機械・家庭工作 保育（3年生のみ）	昭和35年	教科名「家庭一般」4単位 女子のみ必修	家庭生活と家庭経営 計画的な経済生活 能率的な家庭生活 食生活の経営 衣生活の経営 住生活の経営 乳幼児の保育 家庭生活の改善向上
	昭和43年 （46年施行）	男女履修 70時間	被服 食物 住まい 家庭	昭和44年 （47年施行）	男子向き 女子向きの学習系列維持 生活に必要な技術に関する実践的学習を中心とする 105 105 105	被服 食物 住居 保育	昭和45年 （48年施行）	教科名「家庭一般」 「家庭一般」を含め て35単位を下回らないこと。女子のみ必修	家族と家庭経営 家族の生活時間と労力 家庭の経済生活 食生活の経営 衣生活の経営 住生活の経営 乳幼児の保育
	昭和52年 （55年施行）	男女履修 70時間	被服 食物 住居と家族	昭和52年 （56年施行）	70 70 105 男子向き、女子向きの学習を並立 技術系列、家庭系列を男子も女子も 選択的に学習 男子にはAからEまでの領域の中 から5領域、FからIまでの領域の中 から1領域、女子にはFからIまで の領域の中から5領域、AからEま での領域の中から1領域を含めて履 修させるように計画すること。	木材加工 金属加工 機械 電気 栽培 被服 食物 住居 保育	昭和53年 （57年施行）	教科名「家庭一般」 4単位女子のみ必修	家庭生活の設計・家族 衣生活の設計・被服製作 食生活の設計・調理 住生活の設計・住居の管理 理 母性の健康・乳幼児の保育 ホームプロジェクト・学校家庭クラブ
第3期 平成以降 小中高とも男女共修の時代	平成元年 （4年施行）	70時間（参考：生 活科誕生 1年生 102時間 2年生105 時間）	被服 食物 家族の生活と住居	平成元年 （5年施行）	70 70 70～105、11領域 中、「木材加工」「家庭生活」1 学年で男女とも、「電気」「食物」 は2学年で男女とも、他は弾力的対応	木材加工 金属加工 機械 電気 栽培 情報基礎 家庭生活 食物 被服 住居 保育	平成元年 （6年施行）	「家庭一般」 「生活技術」 「生活一般」 各4 単位のうちから1科 目	家族と家庭生活 家庭経済と消費 衣生活の設計と被服製作 食生活の設計と調理 住生活の設計と住居の管理 乳幼児の保育と親の役割 ホームプロジェクトの実 践と学校家庭クラブ活動
	平成10年 （14年施行）	第5学年60時間、 第6学年55時間（参 考：生活科 第1学 年102時間 第2学 年105時間）	家庭生活 衣服 生活に役立つ物を 製作して活用 日常の食事 調理 住まい方 金銭の計画的な使 い方 近隣の人々との生	平成10年 （14年施行）	70 70 35	生活の自立と衣食住 家族と家庭生活	平成10年 （15年施行）	家庭基礎2単位 家庭総合4単位 生活技術4単位のう ち、いずれか1科目	人の一生と家族・家庭 子どもの発達と保育・福祉 高齢者の生活と福祉 生活の科学と文化 消費生活と資源・環境 ホームプロジェクトと学 校家庭クラブ活動
	平成20年 （23年施行）	第5学年60時間、 第6学年55時間（参 考：生活科 第1学 年102時間 第2学 年105時間）	家庭生活と家族 日常の食事と調理 の基礎 快適な衣服と住ま い 身近な消費生活と 環境	平成20年 （24年施行）	70 70 35	家族・家庭と子どもの成長 食生活と自立 衣生活・住生活と自立 身近な消費生活と環境	平成20年 （25年施行）	家庭基礎2単位 家庭総合4単位 生活デザイン4単位 のうち、いずれか1科 目単位	人の一生と家族・家庭 子どもや高齢者とのか わりと福祉 生活における経済の計画 と消費 生活の科学と環境 生涯の生活設計 ホームプロジェクトと学 校家庭クラブ活動

3 家庭科担当教員養成制度の現状と変遷

(1) 現行の家庭科担当の教員免許状

① 家庭科教員免許状の種類

家庭科、すなわち、「小学校家庭」、「中学校 技術・家庭科家庭分野」、及び、「高等学校家庭科（共通科目と職業科目のうち共通科目家庭科）」を担当するには以下の様な資格が必要である。

小学校では、小学校教諭の普通免許状、あるいは、中学校または高等学校教諭の家庭科の教員免許状を必要とし、中学校においては、中学校教諭の家庭科の教員免許状、高等学校では高等学校教諭の家庭科の教員免許状を必要とする。中等教育学校においては、原則として中学校と高等学校の両方の教育免許状が必要である。

現行の教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類があり、免許状の授与条件を満たし、申請により都道府県の教員委員会から授与される。普通免許状は、学位を有することと、大学等の教職課程において所定の単位を修得することが取得条件である。特別免許状は、優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるための免許状であり、授与条件は担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有することなどである。臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与される助教諭の免許状である。

平成24年度の文部科学省教員免許状の授与件数の96%が普通免許状であり、教員は普通免許状を所持している場合が多いことから、ここでは普通免許状について述べる。

普通免許状には、専修免許状、一種免許状、二種免許状があり、これらは、基礎資格の条件と表3-1に示す大学等の教職課程の履修単位の修得数から区別されている。ここで、基礎資格の条件とは、専修免許状は修士、一種免許状は学士、二種免許状は短期大学士の学位を有することである。これらの関係は、専門性という観点から、標準的な水準である一種免許状を基準にして専修免許状と二種免許状が位置付けられ、職務上の差は無いとされている。

現在、普通免許状の所持者には、昭和63年改正法を境として旧免許状を持つ教員と現行の免許状を持つ教員が併存している。旧免許状は現行免許状の授与を受けたものとみなされる。例えば、旧免許状の高等学校教諭の二級普通免許状は、現行の高等学校教諭の一種免許状に相当する。

② 免許状取得のための履修科目

家庭科の教員免許状は、文部科学大臣から認定を受けた大学等の通学課程および通信課程の教職課程で取得する方法が一般的である。

「家庭科教員免許状を取得するために必要な科目と最低修得単位数」を表3-1に示した。教員免許状を取得するには、教育職員免許法施行規則に定める科目区分で定められた「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の所定の単位の取得が課せられている。また、教育職員免許法施行規則に定める科目の各々の最低修得単位数は免許状の種類ごとに定められており、中学校又は高等学校の専修免許状では合計83単位、中学校又は高等学校の一種免許状では59単位、中学校二種免許状では35単位である。現在では、免許状の種類による差を解消するために、修士課程における研修の推奨や、二種免許状の所持者には一種免許状取得のための努力義務が課せられている。

(2) 家庭科教員資格取得のための最低履修単位数の変遷

① 科目区分別の履修単位

「教育職員免許法」は1949年（昭和24年）に大学における教員免許取得のための法律として成立し、その後、現在に至るまで何度か改正がなされて、表3-2に示すように、科目区分別の取得単位数が変化している。

1954年（昭和29年）の改正では、1949年（昭和24年）に比べて中学校教諭および高等学校教諭の場合は「教職に関する専門科目」が減り、「教科に関する専門科目」が増え、教科に関する専門知識が重視されていた。

1988年（昭和63年）には小・中・高等学校に専修免許が設けられ、一種免許に比べ、教科および教職に関する専門科目の最低修得単位数に違いはないが、総単位数は24単位多く課せられた。

1998年（平成10年）からは、中・高等学校いずれも「教科に関する専門科目」の最低修得単位数が大幅に減少したのに対し、全般的な教育に関わる教科や生徒指導に関わる教科等で構成される「教職に関する専門科目」の最低修得単位数は増加し、教職科目が重視されるようになった。

② 教科（家庭科）に関する専門科目

中学校および高等学校の家庭科に関する専門科目は「食物学（栄養学、食品学および調理実習を含む）」「被服学（被服制作実習を含む）」「住居学」「家庭経営（家族関係学及び家庭経済学を含む）」「保育学」「家庭電気・機械」と中学校と高等学校は同じであり、総最低修得単位数も20単位と同じで、これは1954年（昭和29年）から現在まで中学校も高等学校も変わっていない。

1958年（昭和33年）の「中学校学習指導要領」の改訂により「家庭科」が「技術・家庭科」となったために住居学には製図および家庭工作が含まれ、家庭機械および家庭電気が新たに設定された。しかし、現在は、住居から製図がなくなり、家庭電気・機械も削除されている。

1988年（昭和63年）には高等学校にも家庭経営学が設置され、育児が保育学に改められ、家庭電気・機械に情報処理が設けられた。これは家政学分野における家庭経営学の発展や育児を家庭だけではなく集団として捉えるようになったことによることと、生活における情報の活用が学習指導要領で取り上げられたことによる。

1998年（平成10年）では、専門科目別の単位数は示されず、いずれも1単位以上となり、科目の選択は大学に任されている。専門科目別の最低修得単位数を1単位とし、それぞれの専門科目の修得単位数が大学独自に設定されることで各大学独自のカリキュラムが開講されることになる。これらが家庭科教員養成の教育方針にそったカリキュラムである必要があるが、大学の構成教員の専門性に偏りがちになり、複合領域である家政学を指導するために必要な専門分野の指導力が不十分になることも危惧される。

（3）教員研修制度の変遷の概要

教員の資質向上を目的とした教員の再教育はいろいろな形で行われてきた。概要を表3-3に示した。

米国教育使節団の勧告を機に1947年（昭和22年）には「新制高等学校教育研究会」が、1948年（昭和23年）に「家庭科協議会」「新制高等学校教員再教育指導者養成講習会」が行われた。また、文科省は、新学制発足から1947年（昭和22年）の免許法制定までの間、暫定措置として設定した「仮免許状を有するとみなす者」という教員資格者に対し、「新制度下における教員として必要な基礎教育を施し、自己研究の素地を与え、将来正規の教員免許状授与の一条件とする」ために「教員認定講習会」の実施を都道府県に指示

し、この講習会は現職教員への再教育の役割も果たしていた。

1949 年（昭和 24 年）には学習指導要領の改訂に伴い、「高等学校家庭科学学習指導要領研究協議会」や「教育課程講習会」が開催され、また、学習指導要領についての指導方法や教材について研究協議する「運営改善講座」も行われた。

1949 年（昭和 24 年）から 1952 年（昭和 27 年）までは IFEL(The Institute for Education Leadership)で教職専門科目が中心に指導が行われ、1949 年（昭和 24 年）から 1953 年（昭和 28 年）では「中等教育研究会」にてワークショップを中心に現場の成果と問題点の検討や授業視察が行われた。

1950 年（昭和 25 年）からは技術の向上を目的として、指導法や被服などの専門技術の講習が「職業教育幹部教員養成講座」にて実施され、これは 1953 年（昭和 28 年）からは「産業教育指導者講座」という名称で継承され、実施された。

指導主事を対象とした講習会として「全国職業・家庭科指導主事講習会」や「家庭科指導主事講習会」が 1951 年（昭和 26 年）に、「職業科指導主事研究集会」が 1952 年（昭和 27 年）に開催され、1962 年（昭和 37 年）からは「全国産業教育担当指導主事研究協議会」と名称が変わり継続されている。

内地制度が文部省により 1946 年（昭和 21 年）から実施されてきたが、家庭科教員は実際にこの制度の利用頻度は少なかった。しかし、1951 年（昭和 26 年）に内地留学の目的として「産業教育に必要な技術の修得並びに研究を行い、もって中堅幹部教員としての資質の向上と産業教育に関する指導力の充実涵養を図ること」をあげた「産業教育振興法」の成立により、中学校および高等学校の産業教育関係教員（家庭科を含む）を派遣対象として 1952 年（昭和 27 年）から継続的に実施されてきている。

新任教員対象の研修は、1970 年（昭和 45 年）に「新規採用教員研修」が制度化され、1987 年（昭和 62 年）からは臨時教育審議会が提言した「初任者研修制度」が試行され、1989 年（平成元年）には「実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の修得」を目的として実施された。1990 年（平成 2 年）頃からは初任者研修が教育センターで実施されるようになってきている。

1947 年（昭和 22 年）に教育研究所を基盤にして設置された都道府県教育センターでは、教育課程、教科別指導法、教育方法などの研究活動が当初は中心であったが、教員の資質向上を目的し、授業内容だけでなく、進路指導や教育相談についての研修も実施されるようになり、研究テーマとして従来から行われてきている衣・食・住・児童・家族の分野だけでなく、環境、消費者教育、介護・福祉なども取り上げられるようになってきている。

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により「教員として必要な資質能力が保持され、最新の知識技能を身につける」ために平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入され、該当者は、10 年毎に大学などが開設する「教育の最新事情に関する事項」の講習を 12 時間以上、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」の講習を 18 時間以上受講することが義務づけられ、開設は長期休業期間中や土日での開講を基本として、さらに受講しやすいように通信・インターネットや放送による実施形態も認められた。受講終了後発行される修了認定の確認証明書を申請すると普通免許状が有効となり、教諭の職を継続できる。

（４）養成機関における家庭科教員養成の現状

「家庭科教員免許状を取得するために必要な科目と最低修得単位数」は前出した表 3—1 に示した通り、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の 3 つの科目区分別に所定の単

位の取得が課せられている。また、免許法施行規則に定める科目の各々の最低修得単位数は免許状の種類ごとに定められている。

「教科に関する科目」については、中学一種では、「家庭経営学」、「被服学」、「食物学」、「住居学」、「保育学」の5分野から構成され、高校一種では、これらに、「家庭電気・機械及び情報処理」が加わっている。各分野の最低修得単位数は1単位以上と自由度が大きく、それらの合計は20単位と定められている。

このような規程の自由度がかなりある現状から、養成機関によって単位履修の仕方には大きな開きがあるものと考えられる。そこで大学の履修便覧の入手が可能であった教員養成系と教員養成系以外の教職課程を有する大学、計19大学を例に調べた結果からその現状を述べる。

図3-1は「教科に関する科目」の最低修得単位数と開講科目の合計を示し、図3-2は、中高免許に共通の「家庭経営学」・「被服学」・「食物学」・「住居学」・「保育学」の5分野の開講科目数の内訳を表している。図3-1より、現行の「教科に関する科目」の履修に際しては、最低修得単位数として20単位以上を課している大学が多く、開講科目数も大学により異なっていることがわかる。また、図3-2より、5分野の各開講科目数には大学間で差があり、分野間の科目数のウェイトも異なることが観察できる。

「教職に関する科目」については、教科指導、生徒指導等、学校における教育活動を進める上で必要な知識および技能、教職の意義、教員の役割等について学び、教育実習や教職実践演習を通し、教員としての教育現場における実践力を養成する科目であり、どここの養成機関でも開設されている。

「教科又は教職に関する科目」を構成する現行の授業科目の選定は、上記の科目の法令に定める単位を超えて修得した単位を充当する大学もあれば、大学独自で教職に必要な科目を開設している大学があるように、授業科目の選定は大学に任され、授業科目は学科によりさまざまであり、19大学の例においては、学科の専門科目を教職科目として選定している場合が多いようである。

家庭科が取り扱う問題は極めて複雑な条件が関わりあっていることから、従来からの細分化された専門領域の学修に加え、生活を総合的に捉える視点の強化も必要であろう。そのためには、「教科又は教職に関する科目」として、「教科に関する科目」を構成する各専門分野の周辺領域の授業科目の設置が必要であると考えている。具体的には、教育課題や社会課題に鑑み、例えば、健康・医療、環境・エネルギー、地域社会・コミュニティ、介護・福祉、消費者教育、生活の安全保障（危機管理）、多文化・多国籍、風土・生活文化、学校心理学、教育臨床などの学際的な視点を学修する科目等の検討も必要であろう。

表3-1 家庭科教員免許状を取得するために必要な科目と最低修得単位数

免許法施行規則に定める科目区分等		免許状の種類	最低修得単位数				
			中学校教諭			高等学校教諭	
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状
教科に関する科目	家庭経営学（家族関係論及び家庭経済学を含む。）	中・高	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上
	被服学（被服製作実習を含む。）	中・高	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	中・高	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上
	住居学	中	1以上	1以上	1以上	-	-
	住居学（製図を含む。）	高	-	-	-	1以上	1以上
	保育学（実習を含む。）	中	1以上	1以上	1以上	-	-
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	高	-	-	-	1以上	1以上
	家庭電気・機械及び情報処理	高	-	-	-	1以上	1以上
	計		20	20	10	20	20
教職に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会を提供等		2	2	2	2	2
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的または経営的事項		6	6	4	6	6
	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		12	12	4	6	6
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		4	4	4	4	4
	教育実習		5	5	5	3	3
	教職実践演習		2	2	2	2	2
	計		31	31	21	23	23
	教科又は教職に関する科目		32	8	4	40	16
合計			83	59	35	83	59

表 3－2 教育職員免許法による教科、教職に関する
専門科目の最低修得単位の変遷

			中学校			高等学校		
				一級	二級		一級	二級
教科	1949 年	(昭和 24 年)		30	15		30(二級)	15(仮)
	1954 年	(昭和 29 年)		40	20		62	40
			専修	一種	二種	専修	一種	—
	1988 年	(昭和 63 年)	40	40	20	40	40	—
	1998 年	(平成 10 年)	20	20	10	20	20	—
教職				一級	二級		一級	二級
	1949 年	(昭和 24 年)		20	15		20(二級)	15(仮)
	1954 年	(昭和 29 年)		14	10		14	14
			専修	一種	二種	専修	一種	—
	1988 年	(昭和 63 年)	19	19	15	19	19	—
教科又は教職	1998 年	(平成 10 年)	31	31	21	23	23	—
				一級	二級		一級	二級
	1949 年	(昭和 24 年)		— (50)	— (30)		— (50)	— (30)
	1954 年	(昭和 29 年)		— (54)	— (30)		— (76)	— (54)
			専修	一種	二種	専修	一種	—
	1988 年	(昭和 63 年)	24 (83)	— (59)	— (35)	24 (83)	— (59)	—
	1998 年	(平成 10 年)	32 (83)	8 (59)	4 (35)	40 (83)	16 (59)	—

* :教科又は教職の単位の下段()は総最低修得単位数を示す。

表 3—3. 家庭科教員の研修および再教育

	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1962年	1970年		2007年
教育目的	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和37年	昭和45年		平成19年
教員資質向上・再教育		新制高等学校教育研究会	家庭科協議会									教員免許更新制
		教育認定講習会	新制高等学校教員再教育指導者養成講習会									
	内地制度											
学習指導要領				高等学校家庭科学習指導要領研究協議会								
教職専門科目				IFEL	→							
現場・授業視察				中等教育研究会	→							
技術向上・実習					職業教育幹部教員養成講座	→			産業教育指導者講座			
指導主事対象						全国職業・家庭科指導主事講習会	→			全国産業教育担当指導主事研究協議会		
						家庭科指導主事講習会						
							職業科指導主事研究集会					
新任教員対象										新規採用教員研修		
研究活動		教育センター										

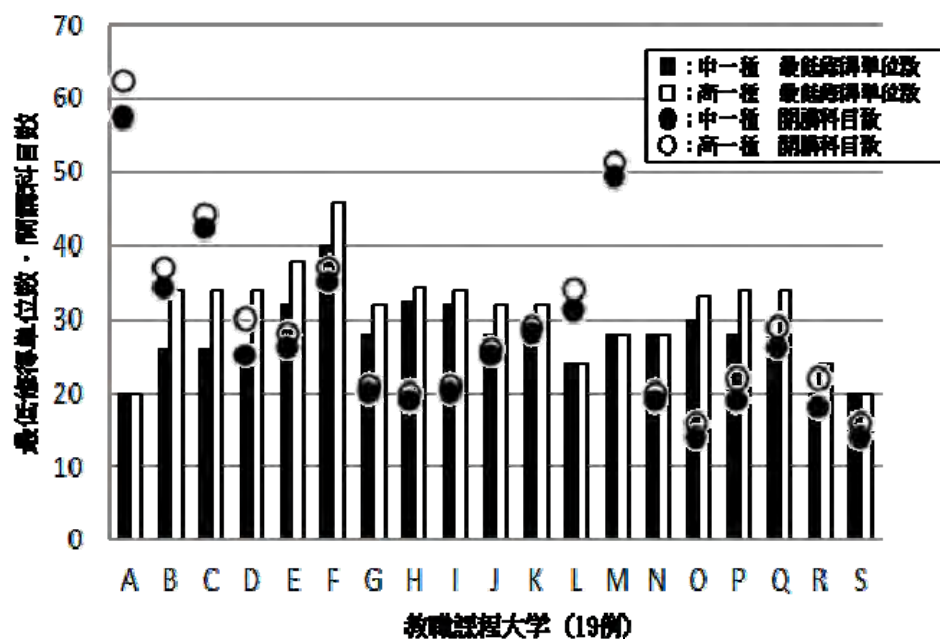


図3－1 教職課程19大学例による「教科に関する科目（中高一種免許状）」の最低修得単位数と開講科目数

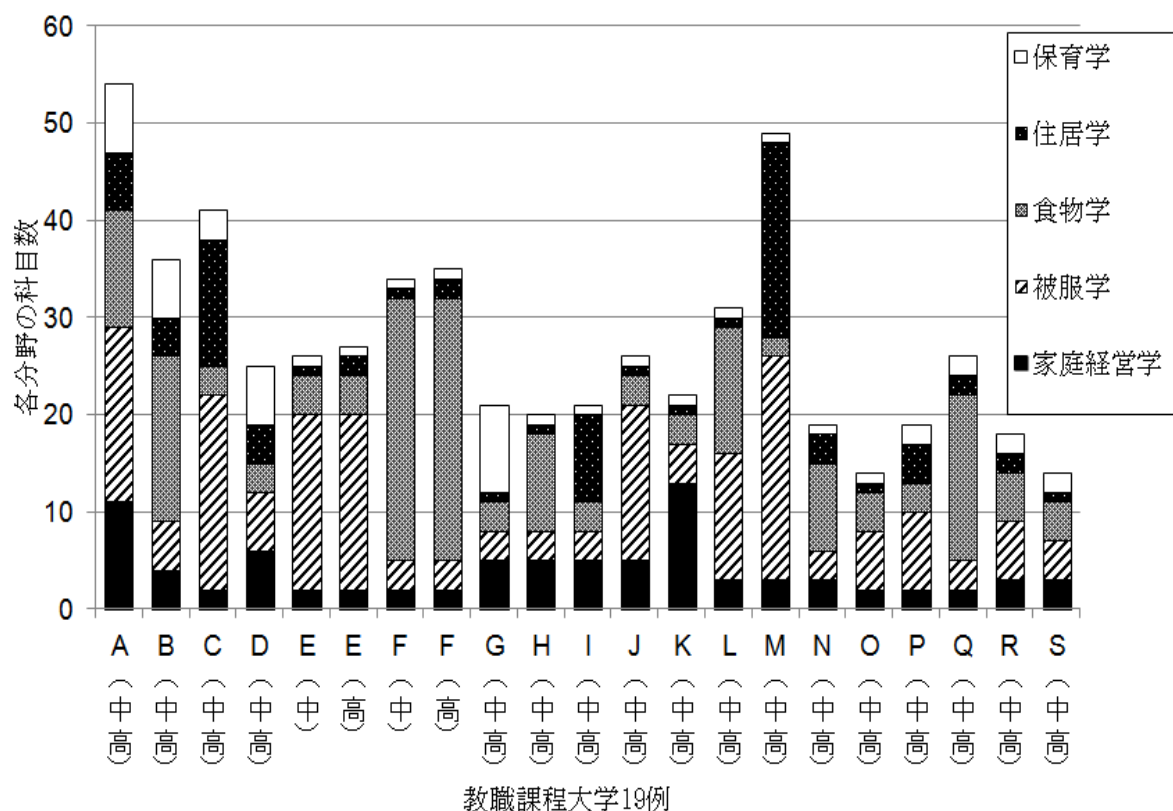


図3－2 19大学の「教科に関する科目」に関する「家庭経営学」・「被服学」・「食物学」・「住居学」・「保育学」の5分野の開講科目数（但し「家庭電気・機械及び情報処理」を除く）

4 家庭科教育の現状調査

「家庭科」は、生涯にわたって人がどのように生活して行ったら良いのか、を授業内容とする科目であることから、文部科学省が定める指導要領の内容も広範にわたっており、生き方に関わる広範な教育内容に精通している必要がある。しかしながら、前述のように家庭科の教員免許取得のために設定されている学科目や履修単位は限られており、家庭科教員として自信を持って教壇に立つためには、教員自身の卒業後の研修や努力など多大な研鑽が不可欠であることが推測された。

家政学分科会として家庭科の発展及び家庭科教員養成のために協力できる具体的な取組を模索するために、2つの観点から実情調査を行なった。

まず現職の家庭科担当教員が不得意としている指導分野を明らかにする事、および現職の家庭科教員がこれまで家庭科教員養成課程で受けた教育の実情等を把握するためにアンケート調査を行った。この調査の結果は、教員養成の課題解決に向けた方策の検討資料にできると考えた。

一方、家庭科の授業内容を検討するためには、実際に小・中・高等学校において「家庭科」の授業で教育してきた事項が、授業を受けた生徒たちの生活にどのように活用されて来たか？を明らかにすることも大切であると考え、小・中・高等学校において「家庭科」の授業を受けてきた現大学生に対するアンケート調査を計画した。具体的には、現在は大学に入り、種々の専門分野に進学し、自立への道を歩み始めている大学生に対して、学校教育で学んだ「家庭科」と現在の暮らしとの関わりに関する回答を求めるアンケート調査（アンケート調査の回答票を章末に掲載した）を実施した。

なお、調査結果がほぼまとまった時点で、これら二つのアンケート結果の報告を兼ねて家庭科教育についての公開シンポジウム（本分科会主催）を開催した（＜参考資料＞参照）。

(1) 家庭科教育担当教員を対象に—指導分野の得手不得手に関する調査

現役の全国の小・中・高等学校で家庭科を担当している先生の現状を把握するために、家庭科教育における指導内容に関する意識と担当教員の年齢・出身分野（学歴）・保有している教員免許の種別等に対する調査を実施した。

① 調査項目等について

本章末に掲載した調査項目について、全国の小・中・高等学校の現職家庭科担当教員を対象とした Web によるアンケート調査を実施した。本章末に記載した調査票掲載例は高等学校の授業担当者向けのものであるが、小・中学校家庭科担当者用は、問い【3】「ご自身が指導される場合、以下の内容についてどのようにお感じでしょうか。○、△、●で回答してください。」の「内容（高等学校家庭科指導要領の9領域）A～I」を、「内容（小・中学校家庭科指導要領の4領域）A 家族・B 食物・C 衣住生活・D 消費生活と環境」に変えた設問の Web 調査をした。この「内容」の表示以外は、すべて同じ設問で調査をした。問い【4】「例示した授業科目等について大学等で履修した科目すべてを選んでください」の1～83までの授業科目は、先に学術会議から表出した「家政学分野の参照基準」の中に、家政学の5領域（食物領域・被服領域・住居領域・児童領域・家庭経営領域）それぞれについて隣接する、または基礎となる学問分野として記載されている家政学の全領域にわたる学科目である。回答者には、この設問に挙げた学科目の中で大学在学中に履修した記憶があるものすべてを選択してもらった。

② Web によるアンケート調査の実施

公益社団法人全国産業教育教材振興協会の協力を得て小学校家庭科教育研究会、全日本中学校技術・家庭科研究会、全国家庭科教育協会等を通して Web 上からの回答入力を依頼した。平成25年6月8日から平成25年7月19日に調査を実施し、入力された回答を集計し分析する方法により調査を行った。今回の回答者は、平成24年度に各都道府県で実施開講された小・中・高等学校において家庭科の授業（家庭科・技術・

家庭科家庭分野）を担当した教員（調査対象者；小学校 78 名、中学校 101 名、高等学校 256 名）総数 435 名の内の 423 名（小学校 71 名、中学校 99 名、高等学校 253 名）であった。

③ 回答者の属性

本調査の回答者の所属と出身分野等を表 4－1 に示した。なお、出身分野は、教員養成学部、教員養成学部（家政）、家政学部等（家政学専攻等）、家政学部被服学専攻、家政学部食物学専攻、家政学部住居学専攻、家政学部児童学専攻、家政学部経営学専攻、大学院、その他の 10 分野に大別した。高等学校の家庭科担当者は教員養成学部、家政学部等（家政学専攻など）、被服、食物 4 分野の出身者が多く 226 名で、高等学校家庭科担当者の 89.3% を占めていた。この 4 分野の出身者について、家政学分野の参照基準に列举されている「家政学分野に隣接するまたは基礎となる科目」の履修率を調べたところ、図 4－1 に示したように、食物は食生活に関わる学科目が多数開設されており履修率も高いが、その他の領域の学科目については開設も少なく履修率も低い。被服も衣生活関連に関わる学科目は多数開設されており履修率も高い。4 つの分野のすべてについてそれぞれの中で高い履修率を示しているのは、家庭科の教員免許取得に最低限必要な各分野の柱になっている科目に限られている。特に教員養成学部出身者の回答に基づく履修率についてみると、家庭科の柱科目の高い履修率が目立つが、これら以外には履修率の高い特化した領域は認められず、家政学分野の参照基準に列举されている科目の履修率が他の 3 分野出身者に比べ低かった。この分野の出身者が高校の家庭科教員の中核をなしていることを考えると、家庭科が必要としている広範な授業に対応可能な教員を養成するためには、免許法そのものを見直す必要がありそうである。

中学校の家庭科担当者の出身分野については、高等学校と同様の傾向を示しており、教員養成学部、家政学部等（家政学専攻など）、被服、食物の出身者が 93 名であった。小学校については中・高等学校のような家庭科単科の免許とは異なり、小学校教諭の免許が取得出来る学部等の出身者が授業を担当するために、教員養成学部、教員養成学部（家政）、家政学部等（家政学専攻など）の出身者が主で、56 名であった。

④ 指導分野の（得手不得手）に関する調査結果

小・中・高等学校において家庭科を担当している教員の各領域に対する意識についての回答を図 4－2 に示した。各領域に対する指導分野の（得手・不得手）が著しいことがわかる。「○：十分な知識を持っており、どちらかと言うと得意な内容」と答えたのは、小学校の 4 領域ではほぼ 40%，中学校の 4 領域ではほぼ 50%、高等学校の 9 領域ではほぼ 40%であった。

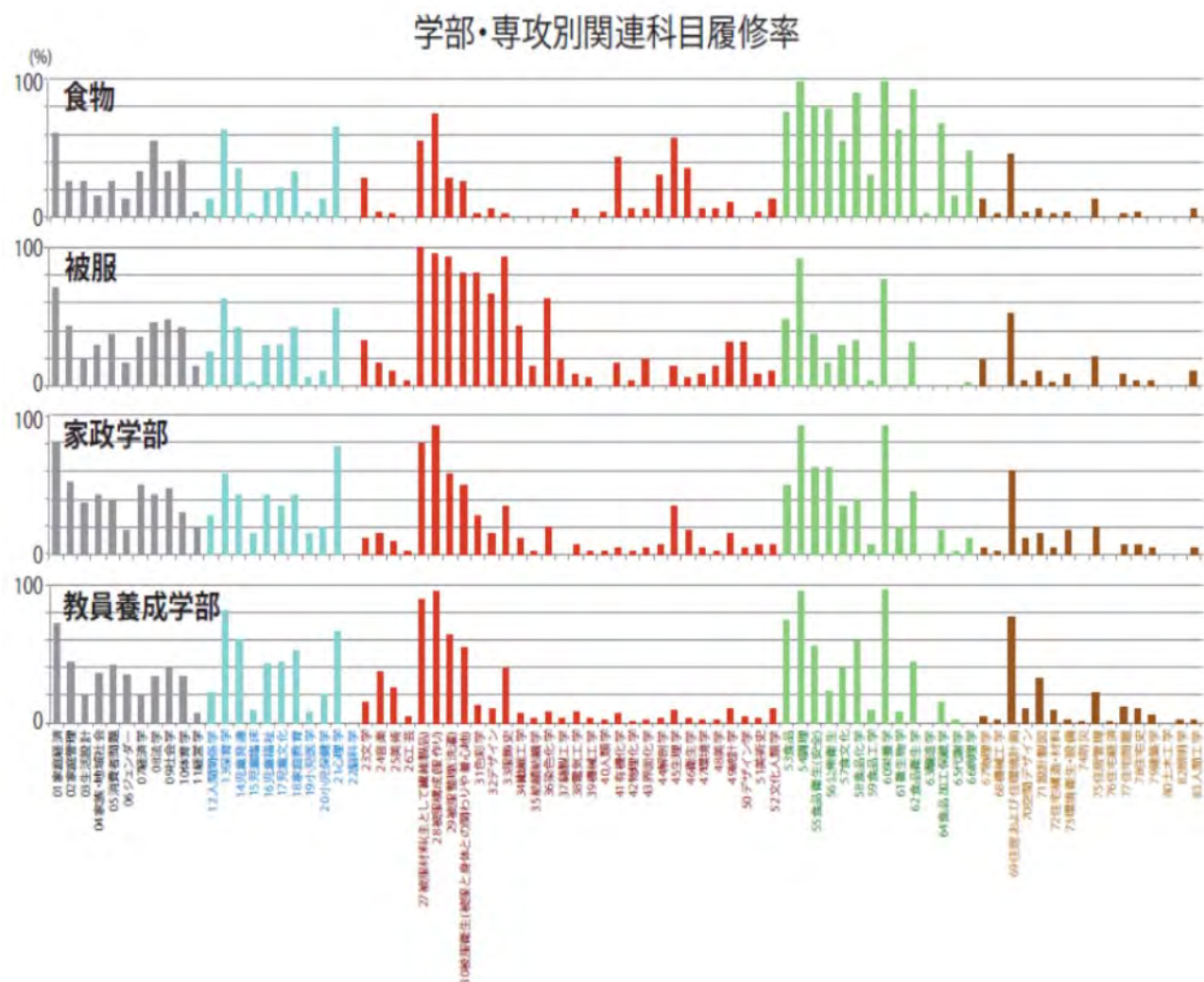
領域別に見ると、小・中・高等学校の家庭科担当者が「○：十分な知識を持っており、どちらかと言うと得意な内容」と答えた人が一番多かった領域は「食生活」領域で、一番少なかったのは小・中では「消費生活と環境」、高等学校では「住生活」、次が「消費生活と環境」であった。一方、「●：どちらかと言うと自信を持って教えるににくい内容」と答えた人が一番多かったのは、小学校は「消費生活と環境」、中学校は「家族」、高等学校は「住生活」、「ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動」の順であった。小・中・高等学校の家庭科担当教員に共通しているのは家庭科の教員免許を持っている点であるが、その他の科目については大学独自に設定したカリキュラムによる教育を受けて教員免許を取得している。この必修条件である「家庭科」の専門教育履修に関するしびりが低いために、広範な領域を教育する家庭科の授業に対応して行くことが難しそうであった。

そこで得られた回答をもとに、高等学校において家庭科を担当している教員の、9 領域に対する意識の違いと出身分野との関係について分析したところ（図 4－3）、各領域について「○」が一番多い出身分野を見ると、「被服」出身者は 7 領域で「○」が最多の 1 位で、特に D「衣生活」領域では 95%の回答者が「○」をつけている。同様に E「食生活」領域で「○」が 95%と最多だったのは、食物領域の出身者であった。一方、これら 4 分野の出身者がいずれも約 20%しか「○」をつけなかったのは、F「住生活」で、4 分野の平均「●」も約 20%と最多であった。以上、ここで得られた情報は、力のある家庭科教員を養成するための教員免許法の再検討に対して非常に重要な示唆を与えている。

表 4－1 回答者の所属と出身分野

出身分野	小学校 (N)	中学校 (N)	高校 (N)	計 (N)
教員養成学部	30 (8)	41	92 (3)	163 (11)
教員養成学部(家政)	15	－		15
家政学部等(家政学専攻など)	11	16 (1)	40 (1)	67 (2)
被服		13	48	61
食物		23	46	69
住居		1	2	3
児童		0	7	7
経営		1	11	12
大学院	14 (2)	3 (1)	6 (1)	23 (4)
その他	1 (1)	1	1	3 (1)
計	71 (11)	99 (2)	253 (5)	423 (18)

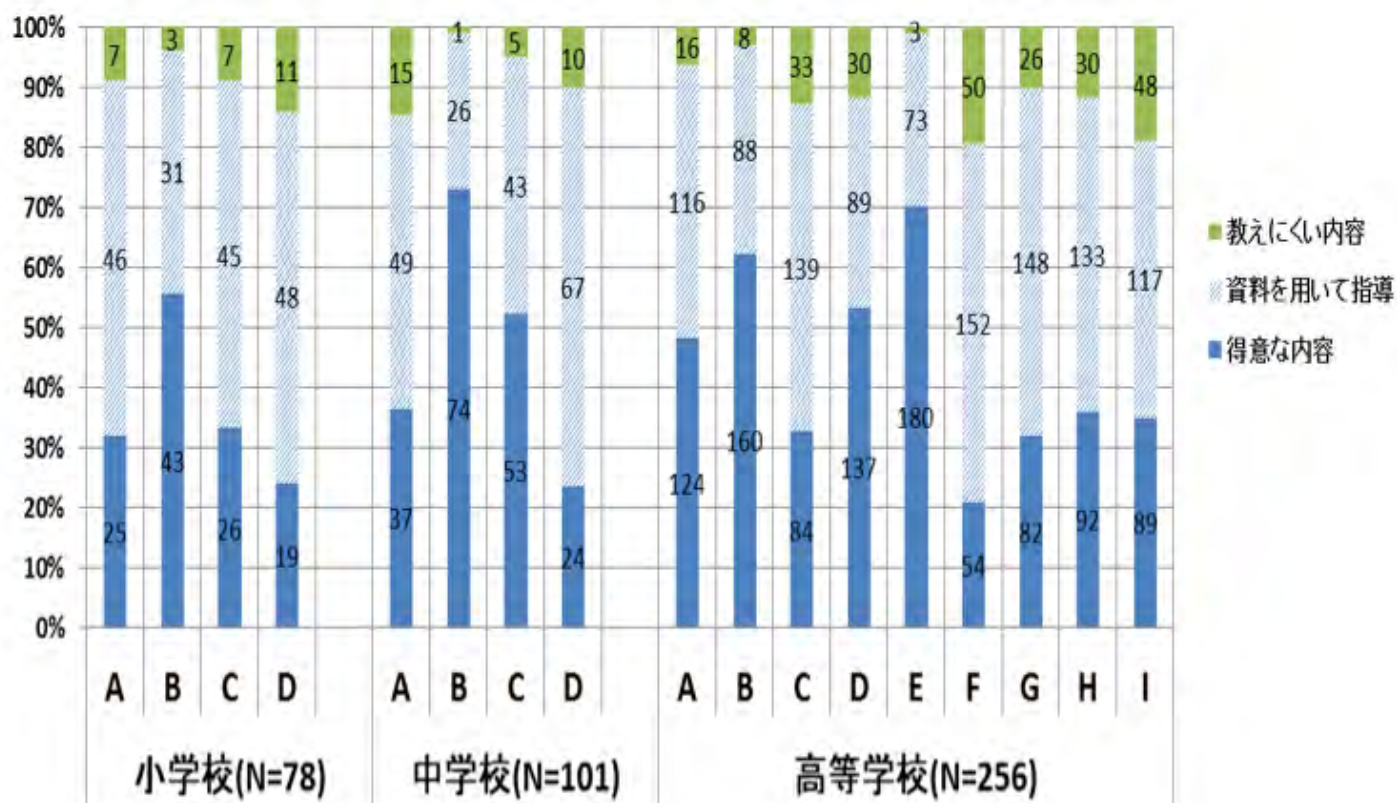
*()=男性の人数



但し、大学等で履修した科目は以下から選択(下段に学科目名を左から順に1～83まで83科目を記載した)

1 家庭経済、2 家庭管理、3 生活設計、4 家族・地域社会、5 消費者問題、6 ジェンダー、7 経済学、8 法学、9 社会学、10 体育学、11 経営学、12 人間関係学、13 保育学、14 児童発達、15 児童臨床、16 児童福祉、17 児童文化、18 家庭教育、19 小児医学、20 小児保健学、21 心理学、22 脳科学、23 文学、24 音楽、25 美術、26 工芸、27 被服材料(主として繊維製品)、28 被服構成(服作り)、29 被服整理(洗濯)、30 被服衛生(被服と身体との関わりや着心地)、31 色彩学、32 デザイン、33 服飾史、34 繊維工学、35 紡績紡織学、36 染色化学、37 縫製工学、38 電気工学、39 機械工学、40 人類学、41 有機化学、42 物理化学、43 界面化学、44 解剖学、45 生理学、46 衛生学、47 環境学、48 美学、49 統計学、50 デザイン学、51 美術史、52 文化人類学、53 食品、54 調理、55 食品衛生(安全)、56 公衆衛生、57 食文化、58 食品化学、59 食品工学、60 栄養学、61 微生物学、62 食品衛生学、63 醸造学、64 食品加工保蔵学、65 代謝学、66 病理学、67 物理学、68 機械工学、69 住居および住環境計画、70 空間デザイン、71 設計製図、72 住宅構造・材料、73 環境衛生・設備、74 防災、75 住居管理、76 住宅経済、77 住宅問題、78 住宅史、79 建築学、80 土木工学、81 環境工学、82 照明学、83 人間工学

図4-1 出身学部別関連科目履修状況(高等学校の家庭科授業担当者)



*カラム内数字は人数

小・中学校 指導内容の領域

A 家族 B 食物 C 衣住生活 D 消費生活と環境

高等学校 指導内容の領域

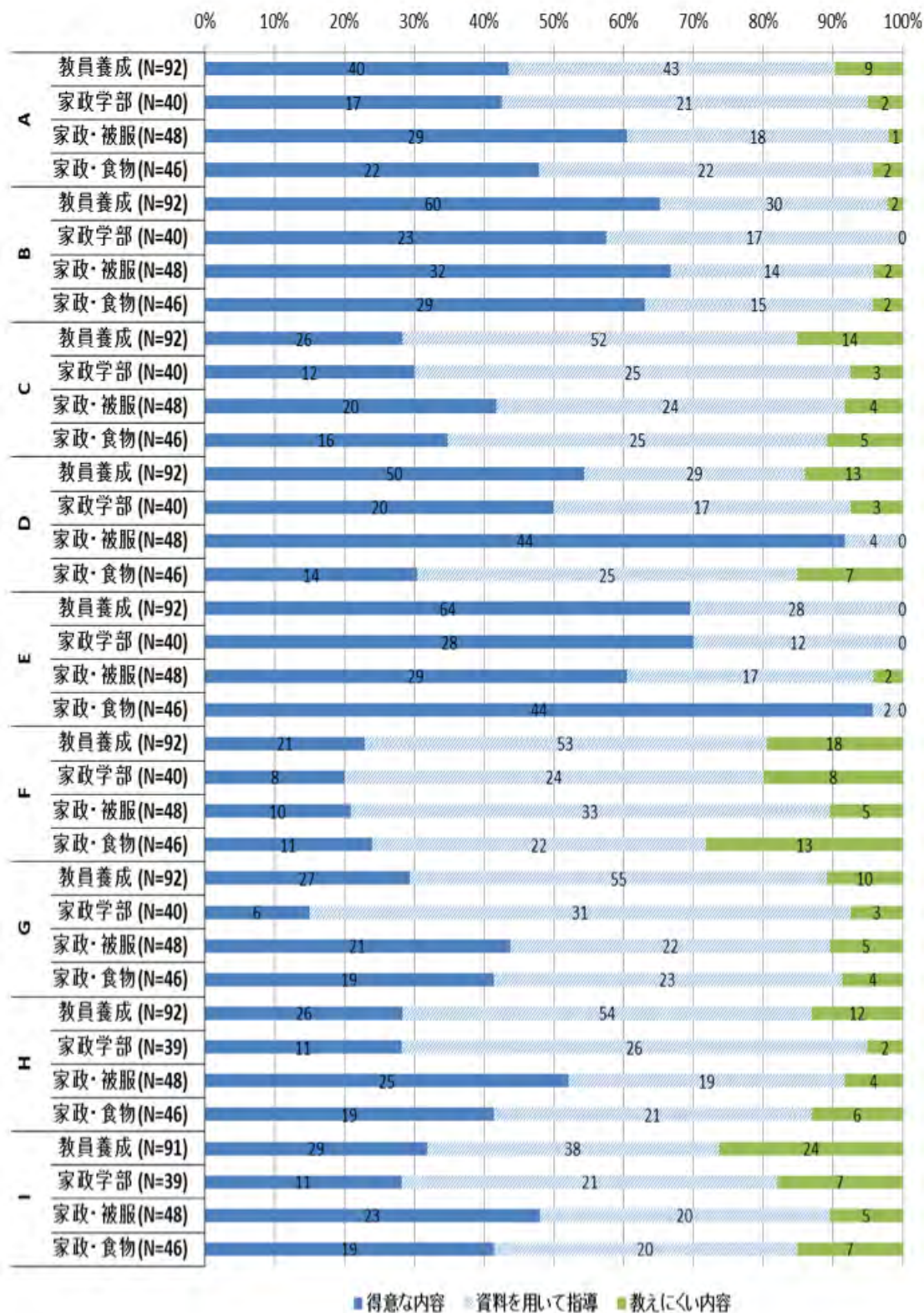
A 人の一生と家族・家庭 B 子どもの発達と保育・福祉

C 高齢者の生活と福祉 D 衣生活 E 食生活 F 住生活

G 消費生活と環境 H 生涯の生活設計

I ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動

図4-2 小・中・高等学校において家庭科を担当している教員の各領域に対する意識



*カラム内数字は人数

- A 人の一生と家族・家庭 B 子どもの発達と保育・福祉 C 高齢者の生活と福祉
 D 衣生活 E 食生活 F 住生活 G 消費生活と環境 H 生涯の生活設計
 I ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動

図4-3 高等学校において家庭科を担当している教員の、各領域に対する意識の違いと出身分野との関係

家庭科の授業と教員養成の現状に関する調査

この調査は、現在の家庭科教育、特に指導者の現状を調査し、今後の家庭科教育の充実に資することを目的に実施するものです。

社会が成熟・多様化し、子どもや若い人たちの生活力の低下がみられる昨今、小・中・高等学校における家庭科教育の必要性は高まっております。そこで、私たちは授業実施の現状と教員養成の状況を知り、問題点を整理することで、この教育のより一層の充実を図りたいと考えております。

特に家庭科は内容が広範囲にわたるため、現職の教員が抱えている問題点とこれまで受けて来た養成課程の現状を把握する必要があります。私ども日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分会では、その結果を元に、授業の実施や家庭科教員養成について提言をまとめ、社会全体および関係省庁に表出していく予定です。

本調査において収集したデータは、統計処理をいたしますが、個人情報公開されることはございません。

御多繁中のところ誠に恐縮でございますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力のほどお願い申し上げます。

日本学術会議健康・生活科学委員会 家政学分会 委員長 片山倫子

協力団体：社団法人全国中学校産業教育教材振興協会

【1】 所属される学校の所在地について以下から選択してください。

【1-1】 調査対象地域

【2】 回答していただく方の状況について、以下の質問にお答えください。

【2-1】 年代 【2-2】 性別

【2-3】 所有する教員免許の種別

1 小学校 2 種 2 小学校 1 種 3 小学校専修 4 中学校 家庭科 2 種 5 中学校 家庭科 1 種

6 中学校 家庭科専修 7 高等学校 家庭科 2 種 8 高等学校 家庭科 1 種 9 高等学校 家庭科専修

【2-4】 取得した学位名

例) 家政学士、学士（家政）、家政学修士、修士（家政学）のように記述してください。

【2-5】 短大、大学、大学院等の卒業又は修了時に所属した学部学科名または専攻名等

例) 家政学部被服学科、教育学研究 科家政学専攻のように記述してください。

【3】 ご自身が指導される場合、以下の内容についてどのようにお感じでしょうか。

○、△、●で回答してください。

○・・・十分な知識を持っており、どちらかと言うと得意な内容

△・・・指導書等を参考に指導できる内容

●・・・どちらかと言うと自信を持って教えるににくい内容

- | | | | |
|-----------------------|------|------|------|
| A 人の一生と家族・家庭 | ()○ | ()△ | ()● |
| B 子どもの発達と保育・福祉 | ()○ | ()△ | ()● |
| C 高齢者の生活と福祉 | ()○ | ()△ | ()● |
| D 衣生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| E 食生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| F 住生活 | ()○ | ()△ | ()● |
| G 消費生活と環境 | ()○ | ()△ | ()● |
| H 生涯の生活設計 | ()○ | ()△ | ()● |
| I ホームプロジェクト・学校家庭クラブ活動 | ()○ | ()△ | ()● |

*A～I は家庭科の指導要領に設定されている分野を略記したもの

【4】 例示した授業科目等について大学等で履修した科目すべてを選んでください。

1 家庭経済 2 家庭管理 3 生活設計 4 家族・地域社会 5 消費者問題 6 ジェンダー 7 経済学 8 法学
9 社会学 10 体育学 11 経営学
12 人間関係学 13 保育学 14 児童発達 15 児童臨床 16 児童福祉 17 児童文化 18 家庭教育 19 小児医学
20 小児保健学 21 心理学 22 脳科学 23 文学 24 音楽 25 美術 26 工芸
27 被服材料(主として繊維製品) 28 被服構成(服作り) 29 被服整理(洗濯)
30 被服衛生(被服と身体との関わりや着心地) 31 色彩学 32 デザイン 33 服飾史 34 繊維工学
35 紡績紡織学 36 染色化学 37 縫製工学 38 電気工学 39 機械工学 40 人類学
41 有機化学 42 物理化学 43 界面化学 44 解剖学 45 生理学 46 衛生学 47 環境学 48 美学
49 統計学 50 デザイン学 51 美術史 52 文化人類学 53 食品 54 調理 55 食品衛生(安全)
56 公衆衛生 57 食文化 58 食品化学 59 食品工学 60 栄養学 61 微生物学 62 食品衛生学
63 醸造学 64 食品加工保蔵学 65 代謝学 66 病理学
67 物理学 68 機械工学 69 住居および住環境計画 70 空間デザイン 71 設計製図
72 住宅構造・材料 73 環境衛生・設備 74 防災 75 住居管理 76 住宅経済 77 住宅問題
78 住宅史 79 建築学 80 土木工学 81 環境工学 82 照明学 83 人間工学

*画面上で投稿して完了する。

(2) 大学生を対象に—衣食住の基本的スキルの学習効果についての調査—

近年、日本人の暮らし方が変化して行く中で、生活を正面から捉え教育している家庭科の必要性や重要性が言われている一方で、受験体制や国際化を考える立場からはむしろ家庭科はいらないのではないか？との意見も少なくない。分科会としては、これからの家庭科教育や家庭科を支えている家政学を考えると、家庭科指導要領に基づく現行の家庭科教育を受けて現在大学生になっている学生にとって小・中・高等学校で受けた家庭科の授業で習った知識や技がそれぞれの暮らしの中でどのように生かされ、どのような役割をしているのか？を知ることが重要であると考え、大学生に対する調査を企画した。

① 調査方法等について

家庭科で教える内容は前述したように非常に範囲が広い。生活するために必要な知恵や技はもちろん重要であるが、個々の技と知識を総合的に組み合わせつつ、一生生き甲斐を持って暮らすためにどのように考え、どのように生きるか？といった心に関わる部分も多く、短時間で単純に回答してもらうことが難しい学科目である。実施可能な調査方法について検討した結果、衣生活・食生活・住生活に範囲を限定し中でも特徴的なくらしにかかわる技と知識とを各領域で8項目取り出し、これら24の技と知識について、知っているかどうか、知っている場合にはその知識を習得したのは学校の授業か、家庭か、さらに、この技と知識をくらしに活用しているかどうか、について、章末に示したアンケート票によって調査を行うこととした。

回答・回収方法は、学部の主として1～2年生が履修している講義時間の担当者をお願いをして、授業に参加していた全学生に対して趣旨説明を行い、調査票を配付する方法で学生に約10分間で回答をしてもらった。回答者の所属学科（所在地は1都3県）を表4-2に、回答者の性別を表4-3に示した。この調査は2013年9月～10月に実施した。回答数は各大学により異なるが、全配付数は740件であったが提出しなかった学生もいたので、全回収数は721件であった。このうちすべての質問項目に回答していた回答票は684件（配付数の94.8%）であったので、この684名の回答に対するデータ分析を行った。

② 調査結果について

回答を求めた24項目についてその技または知識を「知っている」と答えた学生が非常に多く、しかもその知識を活用していると答えた学生が多いことがわかる（図4-5）。さらに、「知っている」と答えた学生が、「その技または知識をどこで？誰から学んだか？」の質問に対して、小・中・高等学校の家庭科の授業で学んだと答えた学生が非常に多かった（図4-6）。24項目のうち18項目について50%以上の回答者が学校の家庭科で学んだと回答している。特に「ミシンで縫う」「ボタンの補修」「表示の意味がわかる」「針と糸のほころび直し」「表示を見て洗剤を選ぶ」「衣服サイズ表示の理解」、「栄養素の名前と働き」「栄養を考えた食事のとり方」、「間取り図の書き方」「風通しや採光の良い家具の配置」については、「家庭科」から学んだと自覚している学生が多く70%を越えている。

今回実施した大学生に対する調査結果は、小・中・高等学校における家庭科教育の重要性を再認識するものであったが、一方で、従来は個々の家庭が持っていた「家庭の機能」が著しく低下していることもわかった。

表 4－2 回答者の所属学科等

	人	%
教育	140	20.5
健康栄養	79	11.5
食品栄養	129	18.9
被服	112	16.4
応用生物	95	13.9
情報工学	129	18.9
合計	684	100.0

表 4－3 回答者の性別

	人	%
女性	407	59.5
男性	277	40.5
合計	684	100.0

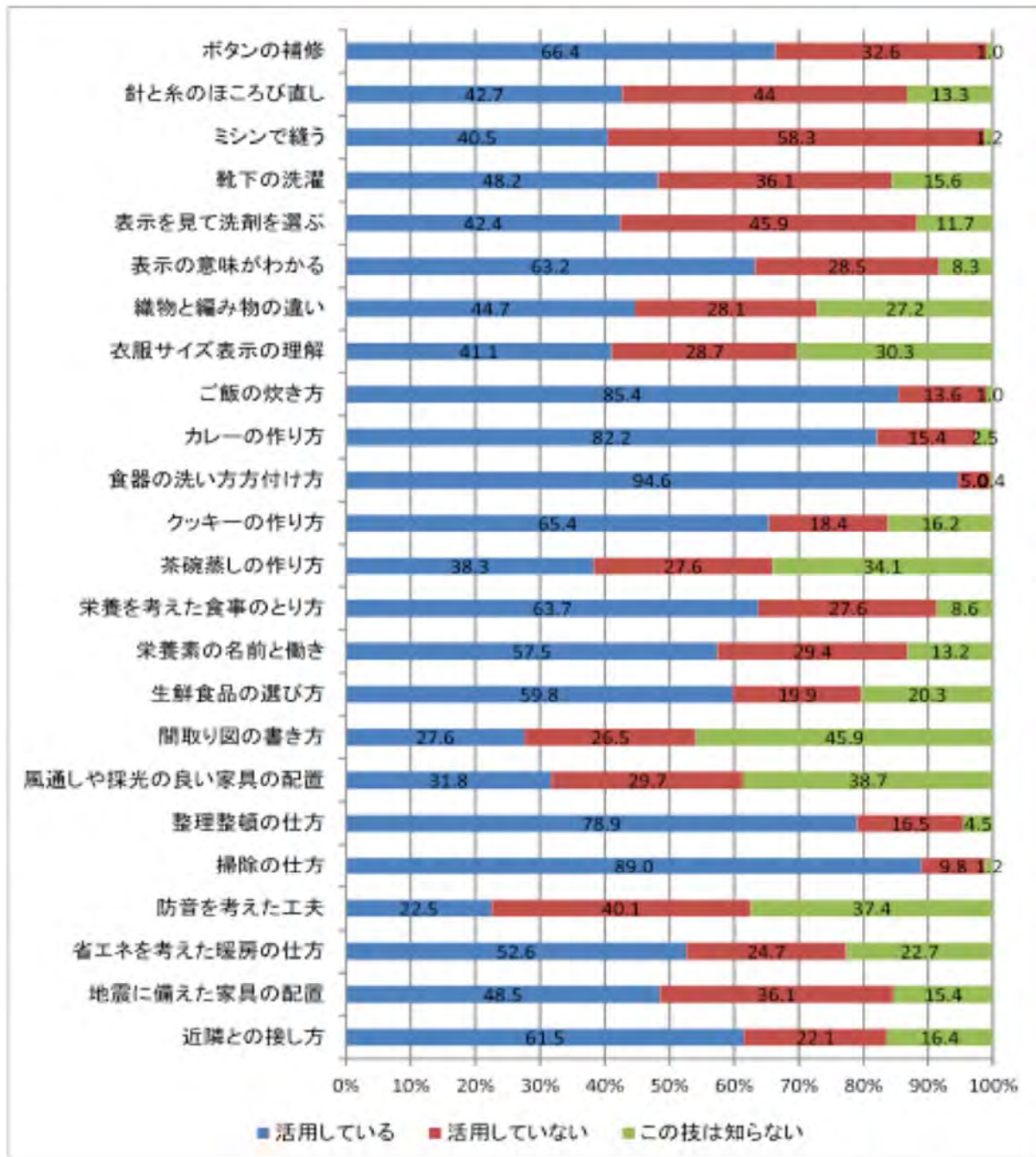


図 4 - 5 質問した知と技を知っているか？知らないか？(%) (回答者総数 684 人)
知っている人にはその知または技を活用しているか？していないか？

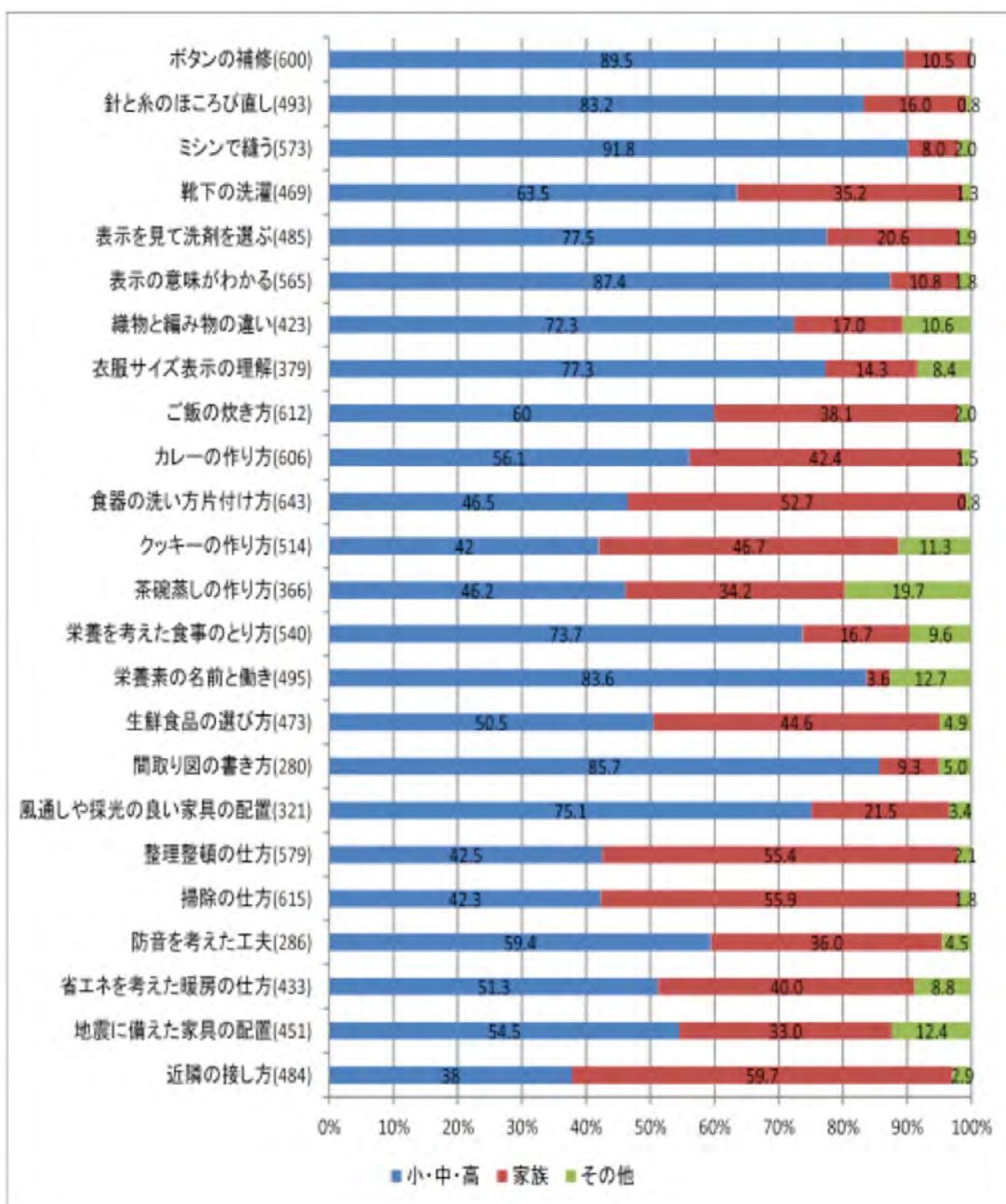


図４－６ 技と知識はどこで？だれから学んだか？（％）
（回答者は知っていると答えた人）

【アンケート用紙】

「くらしに関わる技と知識を知ったのはどこで？だれから？」に関する調査

この調査は、小・中・高等学校の家庭科教育で扱う内容の内、特にくらしに関わる技に関する教育と実際のくらしとの関わりを調査し、今後の家庭科教育の充実に資することを目的に実施するものです。

これまでに皆さんが、小、中、高等学校の家庭科で受けて来た授業の中で、特にくらしに関わる技に着目し、技の取得に対する実技教育の効果を調べ、問題点を整理することで、限られた授業時間の中で家庭科教育をより一層充実したものにしていく方を模索しています。

私ども日本学術会議 健康・生活科学委員会 家政学分会では、現在数種の調査を試み、この結果を元に、授業の実施や家庭科教員養成について提言をまとめ、社会全体および関係省庁に表出していくことを計画しています。

本調査において収集したデータは、統計処理をいたしますので、個人情報公開されることはありません。調査の趣旨を御理解いただき、御協力のほどお願い申し上げます。

日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分会 委員長 片山倫子

【1】 回答していただく方の状況について、以下の質問にお答えください。

(該当するものに○を付ける。または答えを記入する。)

【1-1】 年代 () 10代・() 20代・() 30代以上

【1-2】 性別 () 女性・() 男性

【1-3】 所属学部()・学科()・専攻名()・学年()

【1-4】 小学校 (5・6年時の在学) 所在地(都・道・府・県名を書く)()

() 公立・() 私立・() 国立、

この時期に家族と () 同居・() 下宿・() 寮

【1-5】 中学校 所在地(都・道・府・県名を書く)()

() 公立・() 私立・() 国立、

この時期に家族と () 同居・() 下宿・() 寮

【1-6】 高等学校 所在地(都・道・府・県名を書く)()

() 公立・() 私立・() 国立、

この時期に家族と () 同居・() 下宿・() 寮

【2】 くらしに必要な種々の技や知識を活用しているか、それらを知ったのは主としてどこで？誰から教えてもらったか？について以下の設問に答えて下さい。

解答は、

* その技、または知識を現在のくらしに活用していますか？該当するものに○印を付けて下さい。

* 活用しているに○をつけた場合、それらをどこで知ったか、学校の場合は、該当する学校種を、家族の場合は家族を○で囲み、該当するものがない場合には括弧内に記載して下さい。 例：テレビ、本、商品の説明書、など

【2-1】 衣生活関連の技と知識

【1A】 取れたボタンを服地にしっかりと針で付ける

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1B】 針と糸を使ってほころびを直す

（ ）活用している ・ （ ）活用していない （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1C】 ミシンを使って布地を縫い合わせる

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1D】 よごれた綿の靴下を洗濯する

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1E】 商品に記載されている表示を見て毛のセーターを洗う洗剤を選ぶ

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1F】 Tシャツについている取り扱い絵表示や組成表示の意味がわかる

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1G】 織物と編物の違い

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【1H】 衣服についている JIS の衣料サイズ表示が理解出来る

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2-2】 食生活関連の技と知識

【2A】 ご飯の炊き方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2B】 カレーライスの作り方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2C】 食器の洗い方や片付け方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2D】 クッキーの作り方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2E】 茶碗蒸しの作り方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2F】 栄養を考えた食事の摂り方

（ ）活用している ・ （ ）活用していない ・ （ ）この技は知らない

それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他（ ）

【2G】 栄養素の名前と働き

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【2H】 生鮮食品（野菜や卵）の選び方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【2-3】 住生活関連の技と知識

【3A】 住みたい家の間取り図の書き方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3B】 風通しや採光の良い家具等の配置

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3C】 身の廻りの整理整頓の仕方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3D】 掃除の仕方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3E】 防音を考えた工夫

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3F】 省エネルギーを考えた暖房の仕方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3G】 地震に備えた家具等の設置

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

【3H】 近隣との接し方

() 活用している ・ () 活用していない ・ () この技は知らない
それを知ったのは、小学校、 中学校、 高等学校、 家族、 その他 ()

ご協力ありがとうございました。

5 家庭科教員養成に対する今後の課題

2章から4章までの調査を踏まえて、以下のことが今後の家政学分科会の検討課題と考えられる。

(1) 現行の家庭科で扱う教育内容に対する提案

① 小・中・高等学校における家庭科教育内容（指導要領）を再検討する。

社会情勢の変化に対応する家庭科の内容について、今一度、指導要領に何を盛り込むべきかを検討する必要がある。特に、今後の社会の変化を見通して、その変化に対応できる生活力を付けることも配慮する必要がある。

② 指導要領の改定方法を再検討する。

家政学は広範囲の内容を含むことから、家政学の各領域の専門家からの意見を十分に聴取し、広く意見を求めて内容を検討するシステムが必要である。

(2) 現行の家庭科教員養成制度に対する提案

① 大学の教員養成課程における履修科目を検討する。

現行の制度では、履修する科目に偏りができ、分野によって指導に困難を感じる教員がいることから、家庭科教員については、特に広い範囲の履修ができるよう、必修科目、シラバス、単位数などの検討が必要である。

② 既存の修士、博士課程における家庭科教員養成制度を充実させ、力のある家庭科教員養成を目指す。

現職教員及び教員志望の学生の大学院進学制度をさらに充実させ、大学院で開講される授業科目も精選して教育現場で自信の持てる教員の養成を目指す。

(3) 現行の家庭科教員免許更新法運用に対する提案

広範な領域を扱う家庭科教育に対応した更新方法を検討する。

特に、不得意となりやすい分野の授業を選択することを奨励し、任意に単位のみ充足することのない制度にする必要がある。

(4) 新たに家庭科教員養成大学院大学の開設を構想する。

家庭科の教員養成を目的とする学部・修士課程・博士課程を持ち、研究所等を併設する養成機関の設置が望まれる。この機関は、家政学分野の参照基準を充足した基盤大学として「家政学研究」の中核の機能を持たせる。家政学の各分野の研究者を配置し、家庭科教員の養成と同時にそれを支える〔家政学〕の後継研究者を育成する大学とする。

以上

<参考資料>公開シンポジウム「これからの暮らしに家政学が果たすべき役割—家庭科教員養成の観点から—」

日本学術会議公開シンポジウム

「これからの暮らしに家政学が果たすべき役割

—家庭科教員養成の観点から—」

日時 平成 25 年 12 月 24 日（火） 13：30～17：00

場所 日本学術会議講堂：東京都港区六本木 7-22-34

プログラム

進行役 工藤由貴子（日本学術会議健康・生活科学委員会
家政学分科会委員、横浜国立大学准教授）

開会挨拶（13：30）山本正幸（日本学術会議第二部部長、
自然科学研究機構副機構長、基礎生物学研究所所長）

シンポジウム開催にあたって（13：40）
片山倫子（日本学術会議健康・生活科学委員会
家政学分科会委員長、東京家政大学名誉教授）

招待講演（14：00～14：30）
「今こそ本物の“生きる力”が大切」
上野通子氏（参議院議員文部科学大臣政務官）

講演（14：30～16：00）
「家庭科教育の果たしてきた役割と現状」
河野公子氏（全国家庭科教育協会会長）
「家庭科教育の可能性」
石島恵美子氏（千葉県立鎌ヶ谷高等学校教諭）
「家庭科担当教員の現状分析—アンケート調査の結果から—」
上野耕史氏（国立教育政策研究所教育課程研究センター
研究開発部 教育課程調査官）

休憩（16：00～16：15）

ディスカッション（16：15～16：55）
テーマ：「家庭科教育の課題」

司会：澁川祥子（日本学術会議健康・生活科学委員会
家政学分科会副委員長、横浜国立大学名誉教）

閉会挨拶（16：55） 沖田富美子（日本学術会議健康・生活科学委員会
家政学分科会幹事、日本女子大学名誉教授）

主催 日本学術会議健康・生活科学委員会家政学分科会

後援 日本医歯薬アカデミー